

別丸四 東京日々の交渉報告書に詳記

私達は二

吉凌者様！ 私達大森が居所の附近を少し、生活をして居りまし
た。生活費で、とても見合のない、新宿の勤務を兼ねやりとされられました。
机から責任部数と云ふのかある中で、一、二、三の部数を付すほど大それて、立派十部
か一定の部数が、お膳を構うお酒等へ日々の他の費用にて支拂ひました。あり
て十五部七、八、九などへ、たゞの代金と資金の中から移引しこれらのものであります。
私は、私達は月三十日もして居りました。その中から飲食費とおおと十円五
円まで。私達は月三十日もして居りました。その中から十部費十五部代を拂引され
て、少々残りました。その中から十部費十五部代を拂引され、どうしてやつて
何せう。私達は朝から寝起で、過分に一夜夜に行く時となく便乗車を
の上志の旅小責任部数利及からます。余儀なく車で、御りて内閣は居る
程、借金からのものであります。

者凌者皆様 私達は右の様な問題をとくへ出張所主任大森が書きました。
したのあります。然る主任は、けやく大森達は、どうか私達の胸と手を
つかれては、十分なり乍ら、ストライキにアリヤうと私達の胸と手を
離さずしてストライキ中は、不景日々新聞とお断りトキレ
た。おまかで、内閣に腰にあります。私達新宿駅遠負し人間らしい生活につ
きたいと思ふ次第であります。

大森が居る争議団本部

四、十一、二〇

4. 11. 27
896

勞社第二八八八號

昭和四年十一月廿六日

監視總監丸山鶴吉

内務大臣 安達謙哉 教
社会局長官

大藏神奈川共庫京都各府縣

東京日々新聞大森出張所 勞動爭議一件 (第二報)

要旨：該報五名、夜未二三時指導員トキ為争議団員、終未報ト争議
名ト解決会様、取勢主在リ引続キ審戒中

首題争議ハ、既報、通指導者岩田漢一及争議団員四名
、檢査ニヨリ争議団員、結束崩ル、二至三、團員ハ、終シト商最
し争議団本部ニ充テタル京浜合同労働組合本部ハ、本日亦
三日早朝三ツ戸締リテ萬レ一名と在宿セ久観達人中、光明鏡